修善寺町外３町合併協議会会議運営規程

（趣旨）

第１条　この規程は、修善寺町外３町合併協議会規約第10条第３項の規定に基づき、修善寺町外３町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第２条　会議は、原則として公開するものとする。ただし、出席委員の２分の１以上の賛同があるときは、非公開とすることができる。

２　会議の運営に際しては、住民の意見の反映と公平及び公正な協議の推進に努めるものとする。

３　会議は、計画的に開催するものとする。

（会長等の責務）

第３条　会長は、会議の議長として、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

２　委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第４条　会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

２　委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

３　議長は、必要があると認めるときは、会議に諮って協議会の委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（会議の進行）

第５条　会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、十分な議論を尽くしたうえで意見が分かれた場合は、出席委員の３分の２以上の賛同をもって議事を進めることができる。

（傍聴）

第６条　会議は、傍聴することができる。

２　会議の傍聴について必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

（会議録）

第７条　議長は、次に掲げる事項を記録した会議録（様式第１号）を調製するものとする。

(1)　開催日時及び場所

(2)　出席委員等の氏名

(3)　会議事項及び会議の経過（議事の要旨）

(4)　その他会長が必要と認めた事項

２　前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

３　作成した会議録は、議長の確認を受け、これを保管しておくものとする。

４　会議録は、議長が確認した日をもって確定するものとする。

（会議録等の公開）

第８条　会議録及び会議に提出された文書等は、原則として公開とする。

２　前項の公開手続等については、会長が別に定める。

（規律）

第９条　何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をし

てはならない。
２　会議場において、資料、新聞、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。
（補則）
第10条　この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。
附　則
この規程は、平成１５年１月２４日から施行する

様式第１号（第６条関係）

会　議　録

会議の名称	
開催日時	平成　　年　　月　　日（　）　　時　　分開会 時　　分閉会
開催場所	
議長氏名	
出席委員氏名	
欠席委員氏名	
事務局出席者氏名	
その他説明等のために出席した者の氏名	

会議事項	１　議　題	２　会議結果
会議の経過	別紙のとおり	
会議資料		

会議録の確定	
確定年月日	記名押印
平成　　年　　月　　日	議長 印

（会議の経過）

発言者	議　題・発言内容・決定事項